

第 22 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 8 年 4 月 10 日 (金)
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1階 会議室
- 3 出席委員 1 番 水 谷 政 利 2 番 小 野 もと子 3 番 石 崎 吉 男
4 番 廣 瀬 栄 5 番 山 崎 美 榮 子 6 番 飯 村 伸 一
7 番 三 輪 正 8 番 高 橋 浩 9 番 萩 原 重 信
10 番 高 野 濟 11 番 山 口 和 明 13 番 本 岡 孝
14 番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 12 番 栗 原 茂
- 5 事務局 事務局長 萩 沼 宏 樹 課 長 大 和 田 誠
係 長 山 本 茂 輝
- 6 審議議案
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更に対する意見の決定
について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 4 号 非農地証明願の意見の決定について
議案第 5 号 農地改良協議について
議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積
等促進計画の意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 23 分

議長) 只今より、第 22 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、5 番山崎委員、6 番飯村委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、小野委員、山崎委員、山口委員、中嶋推進委員、小林推進委員、2 班、水谷委員、三輪委員、高野委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 3 名で約 177 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、2 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名の約19ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

たします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、小松菜、ほうれん草、ネギを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がありますので、議事進行を山口会長代理と交代いたします。

【会長退室】

会長代理) 11番山口です。会長に代わりまして、議事を進行いたします。それでは、7番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

会長代理) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

会長代理) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。この後の議事進行については、小松会長と交代します。

【会長入室】

議長) 続いて、8番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約531アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約424アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約398アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14 番については、許可することに決定いたします。続いて、15 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 15 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 13 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、ネギを作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、15 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。15 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15 番については、許可することに決定いたします。続いて、16 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 16 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名の兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、16 番については、許可して

もさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の16件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、議案3号10番と関連がありますので、議案3号10番の審議の際に、一括審議といたします。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、運送業を営んでおりますが、業務拡大により既存の車両置場が手狭になるため、本申請地を購入し、自身が役員を務める法人に貸し付けるべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、既に一部を車両置場として利用しており、始末書が添付されております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電による収益の増大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林、集落、高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電による収益の増大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、国道、集落で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は現在の住居、敷地が公共事業により収用されるため。本申請地に農家住宅を建築するべく、申請に及んだものです。雨水は浸透枳を設置して処理します。汚水、雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、申請地隣地の土地、建物の購入を予定されておりますが、敷地が狭く駐車場の確保が困難のため、駐車場用地として転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、将来的に耕作見込みがない本申請地で、太陽光発電事業を行うべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光

発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、将来的に耕作見込みがない本申請地で、太陽光発電事業を行うべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林、雑種地、高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、将来的に耕作見込みがない本申請地で、太陽光発電事業を行うべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお

願います。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地、雑種地、高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、将来的に耕作見込みがない本申請地で、太陽光発電事業を行うべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、10番については、議案第2号1番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番及び議案第3号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。この案件は、令和元年7月10日の総会において、貸家住宅で許可を受けましたが、承継を伴う事業計画変更により、再申請されたものです。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、借家に居住されておりますが、手狭なため自己住宅を建築したく、申請されたものです。雨水は、浸透枡を設置し、敷地内処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって議案第2号1番を承認し、議案第3号10番については、許可しても差し支えないと思

われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。10 番及び議案第 2 号 1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番及び議案第 2 号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番及び議案第 2 号 1 番と併せて申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林、雑種地、集落などにより囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、休耕中の本申請地に、太陽光発電施設を設置して土地の有効活用をするため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 3 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林、雑種地、集落などにより囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、休耕中の本申請地に、太陽光発電施設を設置して土地の有効活用をするため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 12 件と、議案第 2 号 1 番の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、住宅の一部として使用され、25 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第 4 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、長年耕作されなかったことに伴い、竹や篠が生え原野化し、50 年経過しており、農地として復元しても、狭少で傾斜が強いため、農地としての継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号の2件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第5号、農地改良協議についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請人は、申請地である水田を畑として利用したく、田畑転換の農地改良を行い、玉ねぎ、じゃがいも等野菜を作付けする計画です。現地を調査したところ、申請のとおり、必要な改良だと判断いたしました。また使用する土は、行方市内の採取場より採取された黒土で、その土質に関しても問題ないと思われます。よって、1番については農地改良協議に同意しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、農地改良協議に同意することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、農地改良協議に同意することに決定いたします。次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書12ページから27ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第5号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもって、第22回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時8分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和8年4月10日

議事録署名人

議 長

5 番

6 番